目

次

## |福島県公安委員会 る規 則

|島県警察の組織に関す 0 部を改正 一する規

魺

·週火·金曜

毎

日

発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月2日

> 福島県公安委員会委員長 Щ 本

## 福島県公安委員会規則第3号

## 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則(昭和32年福島県公安委員会規則第9号)の一部を次 のように改正する。

第6条中「少年課」を「少年女性安全対策課」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

(生活安全企画課の所掌事務)

- 第7条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 生活安全警察の運営一般に関する企画、調査及び調整に関すること。 (1)
  - 生活安全警察職員の育成一般に関すること。
  - (3)生活安全警察に関する法令一般の調査、研究及び指導に関すること。
  - 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務一般に関する (4)
  - 犯罪の予防一般に関すること。 (5)
  - 酩酊者、家出人、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
  - 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和36年法律第103号) の施行に関すること。
  - (8)古物営業法(昭和24年法律第108号)の施行に関すること(生活環境課の所掌に 属するものを除く。)。
  - 質屋営業法(昭和25年法律第158号)の施行に関すること(生活環境課の所掌に 属するものを除く。)。
  - 警備業法(昭和47年法律第117号)の施行に関すること(生活環境課の所掌に属 するものを除く。)。
  - (11) 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下「探偵業法」と いう。)の施行に関すること(生活環境課の所掌に属するものを除く。)。

- (12) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の施行に関すること(生活環境 課及び他の部の所掌に属するものを除く。)。
- (13) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の施行に関すること(生活環境課及び他の部の所掌に属するものを除く。)。
- (14) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)、 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)、化学兵器の禁止 及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)及び感染症の予防及び 感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下これらを「原 子炉等規制法等」という。)の施行に関すること(生活環境課及び他の部の所掌に 属するものを除く。)。
- (15) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の施行並びに公営競技を行うことを目的とする団体との連絡及び調整に関すること(少年女性安全対策課及び生活環境課の所掌に属するものを除く。)。
- (16) 福島県迷惑行為等防止条例(平成12年福島県条例第190号)の施行に関すること(少年女性安全対策課の所掌に属するものを除く。)。
- (IT) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第65号)の施行に関すること。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、部内の他課の所掌に属しない事務に関すること。 (少年女性安全対策課の所掌事務)
- 第8条 少年女性安全対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 少年非行の防止に関する企画及び立案に関すること。
  - (2) 少年指導委員に関すること。
  - (3) 少年の補導に関すること。
  - (4) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。
  - (5) 非行少年に係る事件の捜査及び調査に関すること。
  - (6) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
  - (7) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。
  - (8) 前2号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に関すること。
  - (9) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)の施行に関すること。
  - 100 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)及び未成年者飲酒禁止法(大正11年 法律第20号)の施行に関すること。
  - 11) 福島県ピンクビラ等の規制に関する条例(平成17年福島県条例第138号)の施行 に関すること。
  - (12) ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成12年法律第81号)の施行に関する こと。
  - (13) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号) の施行に関すること。
  - (14) 前2号に掲げるもののほか、人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案 への対処に関すること。
  - (15) 福島県迷惑行為等防止条例(平成12年福島県条例第190号)第6条に規定する卑わいな行為の禁止及び第7条に規定する嫌がらせ行為の禁止に関すること。
  - 第9条第6号中「少年課」を「少年女性安全対策課」に改める。
  - 第18条を次のように改める。

(組織犯罪対策課の所掌事務)

- 第18条 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止一般に関すること。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)の施行に関すること。
  - (4) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。
  - (5) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
  - (6) 国際的な犯罪捜査に関すること。
  - (7) 国際捜査共助に関すること。
  - (8) 通訳及び翻訳に関すること。
  - (9) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)の施行に関すること。
  - (10) 部内の他課の所掌に属しない組織犯罪の取締りに関すること。

第32条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第32条の2中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

別表第1福島警察署の部腰浜交番の項所管区の欄を次のように改める。

福島市のうち杉妻町、北町、舟場町、豊田町、仲間町、浜田町、五老内町、北五老内町、山下町、春日町、旭町、松浪町、入江町、上浜町、腰浜町、東浜町、桜木町、八島町、堀河町、岩谷、大森、立石、北原、猫渕、滝元、坂登、石田、岩ノ前、山際、山居、茶屋下、道前、北ノ前、田中島、舘ノ前、舘ノ内、蝦貫、矢倉下、遠瀬戸、本内字南下釜、古川、中荒子、北中川原、高野河原下、上荒子、下荒子、松山町、狩野、大平山、清水山、所窪、児石、山居上、鴇頭森及び小金山

同表白河警察署の部駅前交番の項中「和尚壇、和尚壇山、塩路山、」、「、四ツ谷」、「、北堀川端、北真舟」、「、中山、中山東、中山南」及び「、南真舟」を削り、「、豊地米古沢」を「及び豊地米古沢」に改める。

同表会津若松警察署の部城西交番の項中「飯寺北一丁目」の次に「、飯寺北二丁目、飯寺北三丁目」を加える。

同表喜多方警察署の部幸町交番の項所管区の欄を次のように改める。

喜多方市のうち字落合、字稲清水、字山ノ神、字馬場、字寺西、字村西、字惣座 ノ 宮 、 字 宮 西 、 字 寺 南 、 字 南 町 、 字 下 川 向 、 字 中 川 原 、 字 上 川 向 、 字 緑 町 、 字 一 丁目、字二丁目、字寺町、字三丁目、字町尻西、字寺田、字扇田、字前田、字常 盤 町 、 字 寺 町 南 、 字 慶 徳 道 下 、 字 舘 野 、 字 窪 屋 敷 、 字 鶴 巻 、 字 慶 徳 道 上 、 字 坂 井 道上、字道円渕、字見頃道下、字新屋敷道下、字飯田道上、字壇ノ前、字中寺、 字中清水、字蝦蟆渕、字見頃道上、字御茶屋、字経壇東、字宗匠壇、字水上、字 沼田、字小田付道上、字小田付道下、字細田、字御清水東、字梅竹、字御清水南、 字柳原、字六百苅、字御清水、字沢ノ免、字谷地田、字町尻東、字大道田、字東 川原田、字一本木上、字七百苅、字古寺、字市道、字北原、字天満前、字町西、 字町北、字番帳免、字長源段、字花園、字経壇、字諏訪、字新屋敷道上、字常盤 台、字桜ガ丘一丁目、字桜ガ丘二丁目、字青葉台、字清水台一丁目、字清水台二 丁目、字清水台三丁目、字清水が丘一丁目、字清水が丘二丁目、字清水が丘三丁 目、字押切一丁目、字押切二丁目、字押切三丁目、字押切東一丁目、字押切東二 丁 目 、 字 通 船 場 、 字 押 切 南 一 丁 目 、 字 押 切 南 二 丁 目 、 東 桜 ガ 丘 一 丁 目 、 東 桜 ガ 丘 二丁 目 、 字 北 町 上 、 松 山 町 村 松 の 全 域 、 松 山 町 鳥 見 山 ( 上 三 宮 駐 在 所 の 所 管 区 を 除く。)、松山町大飯坂(字村前、字小荒井道下、字山郷道下、字山郷道上、字 窪田、字五百苅、字原田、字三島、字大念佛、字桶伏、字堀米、字二股、字大門、 字 猫 沼 、 字 見 頃 道 下、字南黒沢、字松ヶ窪及び字南高侭に限る。)、岩月町喜多方(字北山ノ神及 び字北沢ノ目に限る。)及び慶徳町

同表いわき南警察署の部勿来交番の項中の「滝ノ沢」を「竜ノ沢」に、「、小玉」を「、山下及び小玉」に改める。

別表第2福島警察署の部庭塚駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

福島市のうち町庭坂(字高湯、字目洗川、字砥石山、字湯花沢、字上古屋、字横道、字神ノ森及び字上天狗に限る。)、二子塚、在庭坂、土船、庄野及び桜本

同表二本松警察署の部杉田駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

二本松市のうち石ノ花、岩崎、乳母沢、大石ケ作、大沢、大平山、落合、隠里、片岸、上平内、唐谷山、借宿、向陽台、郡山台、三雄山、在師、下町、新林、菅田、杉田駄子内、杉田仲之内、杉田町一丁目、杉田町二丁目、杉田町三丁目、住吉、諏訪原、関、瀬ノ上、反返、反田、竹柄、舘野一丁目、舘野二丁目、舘野三丁目、舘野四丁目、舘野原、長者宮、長命、峠、十神、遠西、苗松、中江、七ツ段、成上、西池、西町、東町、姫子松、袋内、舟石、舟形石、舟形石山、坊主滝、前田、水神、箕輪一丁目、箕輪二丁目、箕輪三丁目、薬師、社前及び雄平台

同表須賀川警察署の部稲田駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

須賀川市のうち岩渕、保土原、泉田、松塚及び稲

同部長沼駐在所及び岩瀬駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

須賀川市のうち勢至堂、江花、長沼、滝(岩瀬駐在所の所管区を除く。)、志茂、小中、桙衝、矢田野、木之崎、横田、堀込及び花の里

須賀川市のうち滝(字石妻山、字八幡前、字八幡後、字滝原、字屋敷東、字清水 尻、字石妻、字八升蒔、字殿曲輪、字北田及び字深沢に限る。)、守屋、今泉、 柱田、梅田、大久保、矢沢、畑田、北横田及び深渡戸

同部天栄駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

岩瀬郡天栄村のうち湯本駐在所の所管区を除く全域

同表白河警察署の部西郷駐在所及び甲子高原駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

西白河郡西郷村のうち大字長坂、大字柏野、大字羽太、大字熊倉、大字鶴生(字七曲、字長久保、字坂ノ下、字市ノ沢、字太田、字入金畑、字金畑、字甲子山、字江森山、字山田窪、字瀬戸山、字大白森、字横道、字茅窪、字大久保、字下原、字松林、字追原、字長曾根、字味曾萩、字坂ノ上、字黒土、字シナシ、字由井ケ原、字狸久保、字追原山、字萱窪及び字赤沢を除く。)、大字真船(字清水、字村火、字寺平、字芝原、字小萱、字横川、字高清水、字蒲日向、字欠入、字川谷、字赤坂、字赤面及び字馬立を除く。)及び大字小田倉(字飯豊、字豊城、字山神裏、字前山、字畑田、字井戸尻、字萱場、字岩下、字立出、字狼山、字狼山合、字向原、字前原、字田土ケ入、字上上野原、字口無、字南大窪、字黒森、字伯母沢、字大窪及び字谷津田を除く。)

西白河郡西郷村のうち大字鶴生(字七曲、字長久保、字坂ノ下、字市ノ沢、字太田、字入金畑、字金畑、字甲子山、字江森山、字山田窪、字瀬戸山、字大白森、字横道、字茅窪、字大久保、字下原、字松林、字追原、字長曾根、字味曾萩、字坂ノ上、字黒土、字シナシ、字由井ケ原、字狸久保、字追原山、字萱窪及び字赤沢に限る。)、大字真船(字清水、字村火、字寺平、字芝原、字小萱、字横川、字高清水、字蒲日向、字欠入、字川谷、字赤坂、字赤面及び字馬立に限る。)及び大字小田倉(字田土ケ入、字上上野原、字口無、字南大窪、字黒森、字伯母沢、字大窪及び字谷津田に限る。)

同表会津若松警察署の部会津本郷駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

同表喜多方警察署の部上三宮駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

喜多方市のうち字大荒井、松山町鳥見山(字大道東上ノ切、字三百刈、字若林、字堀込、字大道東中ノ切、字大道東下ノ切、字大道西、字上新屋敷、字間々下上ノ切、字間々下、字上新屋敷下ノ切、字下新屋敷前堰東、字下新屋敷前、字四方屋敷、字上屋敷、字中屋敷、字南屋敷、字家ノ前、字溜井下、字下川原、字川西、字南原、字上三道西、字五分一道上、字鷲田道下、字鷲田道下堰西、字鷲田道上、字大道西堰西、字大道西下ノ切、字大道西上ノ切、字下新屋敷西、字伊勢宮、字宮西、字西原、字堰下、字松原、字松山及び字堰上に限る。)、松山町大飯坂(幸町交番の所管区を除く。)及び上三宮町

同表南会津警察署の部只見駐在所及び朝日駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

南会津郡只見町のうち朝日駐在所及び明和駐在所の所管区を除く全域

南会津郡只見町のうち大字荒島、大字小川、大字亀岡、大字熊倉、大字黒谷、大字長浜、大字楢戸(字椿、字二本柳、字舘ノ川、字向山、字舘ノ山、字楢戸沢入、字上中島及び字下中島を除く。)及び大字福井

同表いわき南警察署の部川部駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

いわき市のうち川部町、沼部町、三沢町(迎坂を除く。)、山玉町及び瀬戸町(竜ノ沢、鍛治屋、田多羅以、山下及び小玉を除く。)

同表双葉警察署の部大堀駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

双葉郡浪江町のうち大字井手、大字大堀、大字小野田、大字小丸、大字酒井、大字末森、大字田尻及び大字谷津田

別表第3いわき東警察署の項を次のように改める。

いわき市のうち小名浜下神白(字綱取及び字三崎に限る。)、小名浜(鳥居下交番及び西部交番の所管区を除く。)、小名浜岡小名、湘南台一丁目及び湘南台二丁目

## 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第32条第5号を削る改正規定、第32条の2第4号を削る改正規定、別表第1の改正規定、別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定 公布の日
- (2) 第18条の改正規定 令和3年3月30日

(警務課)